

■平成28年度検討部会等における委員及び委員関係者の発言の概要

○事前協議対象用途の包括的な見直し（コンビニエンスストアのバリアフリー化について）

番号	要旨	ご意見
1	都市部と郊外のコンビニ	○都市部では施設内店舗、郊外では独立型店舗が多いといった違いがあるため、同一の基準をかけることに疑問を感じる。
2	検討案について	○新築ビルのコンビニにおいて、当初の確認申請時には事務所として提出し、テナント決定後用途変更をすることがある。このとき200平米未満のコンビニであれば、用途変更の手続きが必要ないため、提示案1と2は事実上一緒ではないか。
3	事前協議	○事前協議の対象規模について議論が必要。
4	当事者の意見	○事業者、当事者への問題点のヒアリングや実態調査について ・コンビニ事業者の運営、障がい者へのサービス・対応について当事者から提案すべきことをよく聞いてから議論を進めるべき。 ・様々な利用者の立場で現地をチェックし意見交換を行うべき。 ・これまで出された問題点について、どの程度対応可能であるのかコンビニ事業者へヒアリングを行ってから議論を進めるべき。
5	障がい者に対する対応	○コンビニから提供されるサービスが障がい者、高齢者等を含めすべての利用者にとって適切であるか。 ○障がい者の利用を想定した設備の導入等、すべての利用者への配慮がなされているか。 ・視覚障がい者にはタッチパネルやセルフレジは使いづらい。 ・聴覚障がい者の情報確保においてはソフト面の対応が主になるので、人の少ない夜間や緊急時における、文字・標示等の情報提供設備の必要性も議論すべき。 ・車いす使用者用駐車場への自転車の駐輪や、荷物が置かれていて通路幅が狭くなっていること等があるので、コンビニ事業者に対して運用方法の配慮を指導すべき。 ・ハード整備によりすべて対応することは不可能なので、店員（アルバイト、パート含め）のソフト面の対応方法をマニュアルに記載すればいいのでは。
6	段差解消	○主要経路とは異なる経路において段差解消されていないか。
7	出入口の水平部分	○既存ビル内のコンビニにおいて段差があり、スロープが設置されているが出入口部分にスペースが十分になく、車いすで回転できないという事例がある。
8	出入口の扉の形式について	○出入口部分において手動扉だと車いす使用者が単独で利用できない。自動扉や引き戸の規定の検討を行うべき。（ただし、引き戸や自動扉の管理や設置に伴う費用負担の問題等の課題がある。）
9	便所位置	○多目的便房は出入口付近に設置されることが理想的。
10	一般便房の配慮	○一般便房の出入口幅を少し広げる（75cm程度）だけで車いす使用者も利用することができる。
11	建築物外のトイレ標示	○便所やオストメイトの有無等の情報についての外部標示について事業者の考えを聞きたい。また、便所自体が設置されていない店舗については近隣の多目的便所の案内標示をしてほしい。
12	コンビニエンスストアの便所設置	○福祉のまちづくり条例対応便房の設置基準について、A社では原則設置、B社では新店舗には設置。
13		○公共サービス、見守り隊、宅急便置き場、トイレの利用など、コンビニは府民の生活の拠点になっていることを踏まえれば、独立型店舗については便所設置を義務化してもいいのでは。
14		○新築の郊外型駐車場付きの申請面積はほとんど198㎡。200㎡以下であっても、コンビニの利用実態を踏まえれば便房は当然必要であり、わずかな面積の拡大だけで便房に車いすが誘導できるのであれば、そう誘導すべき。
15	情報拠点化、情報インフラ化	○コンビニはWi-fiの設置や、飲食コーナーの電源設置などにより情報拠点、情報インフラのひとつとなっており、特に旅行者や電動車いす使用者等、常時電源が必要な方にとって重要な施設。
16	合理的配慮ひろめ隊	○合理的配慮を広めることを目的とした「合理的配慮広め隊」を組織し、面積規模関係なく普段使っている店舗を対象に、障がい者に対する合理的配慮の実績があれば、ステッカーを貼るという活動をする。
17	基準適合義務について	○法・条例の基準適合義務対象の判断は用途と規模によるが、体の不自由な人も含めて利用者にとっては規模は関係なく、実際に利用しているコンビニが使いやすいかが重要である。
18	小規模施設のバリアフリー化	○コンビニだけでなく、小規模の施設のバリアフリー整備において最小限何が必要かを整理し、バリアフリーを担保する手立ての検討が必要。

○2020東京オリンピック・パラリンピックに関する国等の動向

番号	要旨	ご意見
19	地方からの積極的な発言	○国の委員会等において、地方に配慮する目配りは努力しているが十分ではない。地方からも積極的に発言していくべき。
20	IPCガイドの理念	○IPCガイドは単なる技術理念ではなく、「アクセスは基本的人権であり、社会的公正の基本である。社会的公正とは人々を個人として受け入れ、社会生活に完全参加するための公平で平等な機会へのアクセスを保障することである。」という理念が一番重要。
21	東京基準	○東京基準は必ず地方に波及してくるので、地方も情報を得ることが必要。
22	電動車いすの取扱い	○エレベーターのかごの大きさについて、電動車いすの大きさを考慮できていない。
23	非常用エレベーター	○日本では車いす用の非常用エレベーター出入口に関する記述が抽象的なものしかない。
24	商品開発への影響	○国の設計標準を見て事業者は商品開発につなげるという観点で、国に意見を挙げてほしい。
25	大阪府独自のバリアフリー	○日本のバリアフリーは、国の設計標準等を中心にして地方が細かい修正を行うという進め方になっているが、大阪府独自で基準化できるものはしてもいいのでは。
26	ホテルの客室	○ホテルはユニット型の水回りを埋め込み型にすれば、ほとんどの車いす利用者は利用できる。
27	エレベーター扉までの誘導	○エレベーターの導入部分において、操作盤の左右どちらにエレベーターの扉があるのか分からない。
28	案内スピーカーの位置	○エレベーター等の案内スピーカーが耳の高さぐらいの聞こえやすい位置に設置されていないことがあり、駅のホーム等では音が聞こえない。

○歴史的建造物等におけるバリアフリー整備について

番号	要旨	ご意見
29	総合的なバリアフリー事例集	○総合的なバリアフリー事例集 ・歴史的建造物のバリアフリー化は文化財の価値、景観を壊さないために個別ケースで対応していく必要がある。 ・バリアフリー化については歴史的価値との調和、両立をめぐる、様々な工夫がされてきている。しかし寺社仏閣相互に技術レベルを学びあうことや、公共が広域的に普及するといったことがなされていないため、奈良市では、奈良市にとられず西日本の主だった寺社仏閣の事例集を作成した。
30	情報の普及	○奈良市では良い手本がいくつかある。歴史的建造物のバリアフリーについて認識してもらうためには、行政が福まち条例や社会の動きを伝えていくことが必要。
31	総合的なバリアフリー	○歴史的建造物や観光施設単体のバリアフリーではなく、街全体でのバリアフリーへの取り組みが必要。
32	実態をふまえた多様化	○環境の価値を壊さないために、施設の実態を踏まえ人的対応等のソフト面を加味してバリアフリー整備を行うと良い。
33	計画段階から意見聴取	○計画の過程において建築の専門家(ヘリテイジマネージャー)、福祉のまちづくり担当者、当事者、管理者が連携する等、宗教施設の保存とバリアフリーを両立させる工夫を行うべき。
34	段差解消方策	○段差解消方策として、ヨーロッパではセルフの段差解消機の設置が多く小スペースで景観を壊さない工夫をしている。歴史的環境に対してどうアプローチするか。
35	視覚障がい者、聴覚障がい者への配慮	○車いすのバリアフリー化については一定進んできているが、視覚障がい、聴覚障がいの方に対し配慮の仕方がわからないことが多く、駅や建築物ほどには進んでいない。 ○情報・体験のバリアフリーについて映像コンテンツが提案されているが、映像コンテンツのわかりやすい情報提供ガイドラインを参考にしてほしい。 ○また、聴覚障がい者への情報提供方法として字幕、手話を選択できるようにすべき。
36	大阪府の取り組み	○歴史的建造物のバリアフリー整備について、奈良市では基本構想に基づいて奈良県下にも広めようという動きがあるが、大阪でも進めるべき。 ○良い整備をした施設に対して表彰や補助をするといった取り組みも考えられる。
37	観光バリアフリー	○ユニバーサルツーリズムの流れと併せて、近畿全体のバリアフリーセンターをつくる取り組みが必要。

○昨年度の審議会において今後引き続き検討することとした事項

番号	要旨	ご意見
38	音声案内 点字ブロック	○エスカレーターの乗降口に上り下りなどの音声案内や点字ブロックを敷設すべき。
39	公園の バリアー設置	○避難施設として指定されている公園の出入口にバリアーが設置されているということについて検証を進めていきたい。
40	災害時の 仮設住宅	○仮設住宅のバリアフリー設備について、東北や熊本から問題があるという声があるので、関西や大阪における対応方策をきちんと検討すべき。

○大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの活用状況

番号	要旨	ご意見
41	ガイドラインの 見直し体制	○ガイドラインの見直しにあたり、中身を深める手法としては次のことが挙げられる。 ・啓発の中から新たに見つけられる課題、実態、当事者のニーズの蓄積 ・当事者等が参加するワークショップ、現地視察により検証を行う ・当事者等、様々な立場の方に意見を聞くため公聴会を行う ○この手法を踏まえ、一定の期間でのガイドライン及び基準の見直しに関する仕組みづくりや、段階的なスケジュールの検討を行うべき。
42	要望を伝える 仕組み	○施設の計画段階で当事者が要望を伝えられる仕組みづくりが必要。
43	ガイドラインの 啓発	○ガイドラインの啓発について、次の団体にも啓発を行うべき。 ・近畿圏の設計団体 ・行政機関の福祉担当部局
44		○ガイドラインの啓発手法について ・大阪府下の自治体の受付窓口等にポスターやチラシを設置 ・福祉のまちづくり学会における研究会、研修会等に絡めた広報宣伝
45	進捗状況の 確認の場	○施設のバリアフリー整備の進捗状況を府民、当事者、行政、事業者が確認できる場が必要。
46	ガイドライン 印刷物	○ガイドラインの刊行物について ・拡大版の作成 ・序章部分のみの印刷物の作成
47	他部局連携の 体制	○バリアフリーの推進においては、関連部局間での連携、情報共有が重要である。